学童クラブ利用選考基準

１　基準指数　（令和９年度）

番号	保護者の状況			基準指数		
	類型	細目		区分１	区分２	区分３
1	児童福祉の観点から区長が特に必要と認めるもの			120		
2	就労	勤務日数が月２０日以上	１日８時間以上の就労を常態としているもの	65	66	67
3			１日６時間以上８時間未満の就労を常態としているもの	60	61	62
4			１日４時間以上６時間未満の就労を常態としているもの	55	56	57
5		勤務日数が月１６日以上２０日未満	１日８時間以上の就労を常態としているもの	60	61	62
6			１日６時間以上８時間未満の就労を常態としているもの	55	56	57
7			１日４時間以上６時間未満の就労を常態としているもの	50	51	52
8		勤務日数が月１２日以上１６日未満	１日８時間以上の就労を常態としているもの	55	56	57
9			１日６時間以上８時間未満の就労を常態としているもの	50	51	52
10			１日４時間以上６時間未満の就労を常態としているもの	45	46	47
11		月１２日未満の就労又は１日４時間未満の就労を常態としているもの		35	36	37
12	出産	出産予定日の属する月及び当該月の前後それぞれ２月（出産後のみの利用の場合は、出産日の属する月、その翌月及び翌々月）以内のもの		60		
13	育児休業	育児休業を取得していて、かつ、出産日の属する月の翌月から起算して１３か月以内の子を養育しているもの		50		
14	疾病	入院	入院開始日から１月以上のもの	65		
15		居宅内	寝たきりのもの	65		
16			常時安静のもの	60		
17			週３日以上の通院又は通所を要するもの	55		
18			番号15から17まで以外の一般療養を要するもの	50		
19	心身障害	身体障害者手帳１級若しくは２級、精神障害者保健福祉手帳１級若しくは２級又は愛の手帳１度、２度若しくは３度を保持するもの		65		
20		身体障害者手帳３級、４級、５級若しくは６級、精神障害者保健福祉手帳３級若しくは愛の手帳４度を保持するもの又はその他の障害認定を受けたもの		60		
21	介護・看護	居宅外	介護、看護又は通院等の付添いをするもの（番号２から１１までの区分１を準用する。）	35～65		
22		居宅内	常時介護又は看護をするもの	60		

備考

１　番号２から１１までは、週のうち月曜日から金曜日までの午後１時から午後６時までの間に就労（休憩時間を含む。以下同じ。）をしている場合に適用する。

２　就労において、曜日により勤務時間が異なる場合は、週の勤務時間の合計を勤務日数で除した平均勤務時間を適用する。この場合において、特定の曜日のみが他の曜日の勤務時間の８割未満であって、月の勤務日数が２２日以上のときは、当該特定の曜日の勤務時間は平均勤務時間の算定に含めないこととする。

３　就労は、１か月の労働契約で定める所定労働時間を超える勤務時間が、１０時間未満の場合は区分１、１０時間以上２０時間未満の場合は区分２、２０時間以上の場合は区分３を適用する。

４　夜間就労（午前０時から午前５時までの就労をいう。）をしている保護者が平日午後１時から午後６時までの間に休息をとる場合は、番号２から１１までを適用する。

５　就学又は技能習得は、就労の区分1に準ずるものとして取り扱う。

６　番号18は、医師の診断書が提出された場合に適用する。

７　居宅外の介護、看護又は通院等の付添いに要する時間は、就労時間に相当するものとして取り扱う。

８　就労（就学又は技能取得を含む。）、週３日以上の通院若しくは通所又は居宅外の介護・看護のうち２項目以上が該当する場合は、その時間を合算した上で、就労として適用する。

９　就労（就学又は技能取得を含む。）、週３日以上の通院若しくは通所又は居宅外の介護・看護のいずれか及び出産、育児休業、心身障害又は居宅内の介護・看護のいずれかの両方に該当する場合は、それぞれの場合の指数を計算し、最も高い指数を適用する。

10　保護者が複数いる場合は、それぞれの指数を計算し、最も低い保護者の指数を適用する。

2　調整指数

番号	類型	細目	調整指数
1	世帯調整	ひとり親家庭若しくは両親が不存在であるとき又は保護者の片方若しくは双方が単身赴任中等のために実態としてひとり親家庭若しくは両親不存在であるとき。	10
2		協議離婚、調停離婚、審判離婚又は裁判離婚に係る手続を行っているとき。	7
3	学年調整	小学校１年生であるとき。	22
4		小学校２年生であるとき。	11
5	特別支援児童調整	身体障害者手帳１級、２級若しくは３級又は愛の手帳を保持しているとき。	25
6		身体障害者手帳４級、５級若しくは６級又は精神障害者保健福祉手帳を保持しているとき。	23
7		特別支援学級に在籍しているとき。	20
8		特別支援学級在籍への就学相談をしているとき（相談している事実が確認できた場合に限る。）。	15
9	帰宅時間調整	帰宅時間（労働契約で定める所定労働時間の終業の時刻（労働基準法（昭和２２年法律第４９号）第３２条の３第１項に規定する労働を行っている場合は、勤務予定時間帯の最終時刻）から通勤に要した時間を加えた時間をいう。以下同じ。）が午後６時以降であるとき。	2
10	育成料滞納調整	育成料を３か月以上滞納しているとき（兄弟姉妹（多胎を含む。）に係る育成料を含み、既に当該滞納に係る納付を開始しているものを除く。）。	−30
11	兄弟姉妹利用調整	児童と兄弟姉妹（多胎を含む。）にあるものが、希望する学童クラブ欄の内容を当該児童と同じくする学童クラブ利用申請書を提出しているとき（現に学童クラブに在籍している児童が他の学童クラブへの転室を申請している場合を含む。）。	2

備考

1　ひとり親家庭とは、墨田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成元年墨田区条例第33号)第2条第2項に規定するひとり親家庭をいう。以下同じ。

2　番号２は、裁判所又は弁護士の証明をもって加点の対象とする。

3　特別支援児童調整において、複数の項目が該当する場合は、最も高い調整指数のみを適用する。

4　番号７は、就学相談の結果、特別支援学級に在籍することが決まったときを含む。

5　保護者が複数いる場合の番号9の適用については、全ての保護者が当該要件を満たす場合に限る。

6　番号９において、就学若しくは技能習得又は介護・看護のうち介護、看護若しくは通院等の付添いは、就労に準ずるものとして取り扱う。

7　番号９は、保護者の状況が１基準指数の番号１２から１７まで、１９及び２０に該当する場合は、適合するものとみなす。

8　基準指数が就労のとき、番号９は、週のうち月曜日から金曜日までの午後１時から午後６時までの間に就労をしている場合に適用する。

3　指数が同じ場合の優先順位

(1)　一方の親が災害復旧の従事のため、児童と同居していない者

(2)　基準指数が高い者

(3)　帰宅時間が遅い者（保護者が複数いる場合は、帰宅時間が最も早い者を適用する。）。ただし、日ごとに異なる場合は、1週間の平均とする。

(4)　調整指数10(育成料滞納調整)に該当しない者

(5)　離婚協議中の者（別居中であるときに限る。）又は実態としてひとり親家庭であるが、その証明がなされていない者

※上記によっても順位が定まらないときは、抽選により決定する。